

松江市告示第 466 号

松江市テイクアウト応援事業（貨物特例）補助金交付要綱（令和 2 年松江市告示第 372 号）の一部を次のように改正する。

令和 2 年 7 月 21 日

松江市長 松 浦 正 敬

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前												
<p>(補助の対象等) 第 3 条 略</p> <table border="1" data-bbox="204 949 778 1480"><thead><tr><th colspan="2" data-bbox="204 949 778 999">略</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="204 999 496 1429">補助金の交付対象である事務又は事業の内容</td><td data-bbox="496 999 778 1429">補助金の交付の対象となる事業は、松江市内の飲食店から依頼を受けたタクシー事業者が、市民に飲食物を配送する業務(令和 2 年 9 月 30 日までに実施するものに限る。)</td></tr><tr><th colspan="2" data-bbox="204 1429 778 1480">略</th></tr></tbody></table> <p>附 則 (この告示の失効) 2 この告示は、<u>令和 3 年 3 月 31 日</u>限り、その効力を失う。</p>	略		補助金の交付対象である事務又は事業の内容	補助金の交付の対象となる事業は、松江市内の飲食店から依頼を受けたタクシー事業者が、市民に飲食物を配送する業務(令和 2 年 9 月 30 日までに実施するものに限る。)	略		<p>(補助の対象等) 第 3 条 略</p> <table border="1" data-bbox="810 949 1385 1480"><thead><tr><th colspan="2" data-bbox="810 949 1385 999">略</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="810 999 1102 1429">補助金の交付対象である事務又は事業の内容</td><td data-bbox="1102 999 1385 1429">補助金の交付の対象となる事業は、松江市内の飲食店から依頼を受けたタクシー事業者が、市民に飲食物を配送する業務_____</td></tr><tr><th colspan="2" data-bbox="810 1429 1385 1480">略</th></tr></tbody></table> <p>附 則 (この告示の失効) 2 この告示は、<u>令和 2 年 7 月 31 日</u>限り、その効力を失う。</p>	略		補助金の交付対象である事務又は事業の内容	補助金の交付の対象となる事業は、松江市内の飲食店から依頼を受けたタクシー事業者が、市民に飲食物を配送する業務_____	略	
略													
補助金の交付対象である事務又は事業の内容	補助金の交付の対象となる事業は、松江市内の飲食店から依頼を受けたタクシー事業者が、市民に飲食物を配送する業務(令和 2 年 9 月 30 日までに実施するものに限る。)												
略													
略													
補助金の交付対象である事務又は事業の内容	補助金の交付の対象となる事業は、松江市内の飲食店から依頼を受けたタクシー事業者が、市民に飲食物を配送する業務_____												
略													

附 則

この告示は、令和 2 年 7 月 21 日から施行する。